

運転手の福利厚生改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が実施する運転手の福利厚生改善緊急支援事業費補助金（以下「支援金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 運転手の生活基盤を安定させ、交通事業者への就職を促すため、予算の範囲内で、運転手の賃貸住宅の家賃相当額の一部を支援金として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法第78条第2号に基づく旅客の運送をいう。
- (5) 「住宅の賃貸借契約」とは、居住することを目的として、賃貸住宅の貸主と借主の間において、賃貸住宅の賃貸借に係る契約を締結するものをいう。

(対象事業者等)

第4条 支援金の対象事業者等は別表1に定めるところとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雇用する運転手（運転手となる見込の者を含む。以下「対象者」という。）に支援金を支給する前に、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付を決定し、その結果について、申請者へ通知するものとする。
- 2 知事は、適正な交付を行うために必要と認める場合は、条件を付して認定することができるものとする。

(内容の変更等の承認申請)

第7条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号いずれかに該当する重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 対象者の離職や県外の本社及び営業所への配置転換、住宅の賃貸借契約を中止等により、対象者としての要件を満たさなくなるの変更
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業計画書の主要な部分の変更

（変更交付の決定）

第8条 知事は、申請者から前条の変更承認申請書が提出された場合において、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、その結果について、申請者へ通知するものとする。

2 前項の変更認定の手続きは、前条の規定を準用する。

（状況報告）

第9条 申請者は、知事が指示した時には、支援金に係る事業の執行状況等について、報告しなければならない。

（概算払請求）

第10条 申請者は、概算払により支援金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、対象者に対して各年度の支援金の支給が完了したときは、規則第10条の規定により実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、対象者に対して各年度の支援金の支給完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第12条 知事は、申請者から前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、額を確定するものとし、その結果について、申請者へ通知するもの

（支援金の返還）

第13条 知事は、規則第15条第2項の規定により申請者に交付すべき支援金の額が確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定め返還させるものとする。

2 知事は、申請者が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合並びに支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合において、既に支援金

が交付されているときは、期限を定め返還させるものとする。

- 3 申請者は、同条第1項及び第2項により支援金の返還命令があったときは、当該納付命令にしたがって納付しなければならない。

(帳簿等の保存等)

第14条 申請者は、当該支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、支援金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

1 対象事業者 (申請者)	交付申請書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。 ただし、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者を除く。 (1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 (2) 県内市町村から一般乗合旅客自動車運送事業の運行を受託する乗合バス事業者 (3) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
2 対象者の要件	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日に、運転手（運転手となる見込みの者を含む）として申請者に雇用され、雇用後 6 年目までの者のうち、次の各号のすべてに該当する者。 (1) 住宅の賃貸借契約を締結している者 (2) 県内の本社又は営業所に勤務している者 (3) 雇用前の居住地が県内である場合、雇用された日までの直近 1 年間に、県内の乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者において、運転手としての勤務経験がない者 (4) 過去に他の事業者から当該支援金の支給を受けていない者
3 対象期間及び対象者 1 人あたりの交付額	対象期間は、申請者が対象者に支援金を支給する月（期間）とし、雇用期間に応じた額を交付する。 ・ 雇用後 24 か月まで 3 万円／月 ・ 雇用後 25～48 か月 2 万円／月 ・ 雇用後 49～72 か月 1 万円／月 なお、県から申請者への各年度の交付額は、該当の年度に申請者が対象者へ支給した額を限度とする。
4 申請者から対象者への支給	申請者から対象者への支援金の支給にあたっては、次の各号のすべてを満たすものとする。 (1) 原則として月毎に支給すること (2) 支給額（月額）は、県から申請者への交付額（月額）と同額もしくはそれ以上の額を支給すること (3) 就業規則又は給与規程等の従業員の給与を定める規程に規定される給与に加算し、支給すること (4) 対象者と非対象者で、支援金以外の給与に差を設けてはならないこと
5 事業期間	令和 9 年度までに交付決定を受けたものまでを対象とする。